

四 半 期 報 告 書

(第123期第 1 四半期)

大 阪 市 大 正 区 船 町 一 丁 目 1 番 6 6 号

株 式 会 社 中 山 製 鋼 所

(E 0 1 2 2 9)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 中 山 製 鋼 所

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期連結財務諸表】	9
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【四半期会計期間】	第123期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 田 俊 一
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【電話番号】	(06)6555-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理本部長 阪 口 光 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア5階
【電話番号】	(03)5204-3070
【事務連絡者氏名】	執行役員東京支店長 齋 藤 日 出 樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア5階)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第122期 第 1 四半期 連結累計期間	第123期 第 1 四半期 連結累計期間	第122期
会計期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月 30 日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月 30 日	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日
売上高 (百万円)	32,660	27,873	132,224
経常利益 (百万円)	886	1,451	4,985
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	887	1,361	4,137
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,000	1,320	3,688
純資産額 (百万円)	63,451	67,459	66,138
総資産額 (百万円)	123,044	107,228	113,529
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	1.64	2.51	7.64
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.6	62.9	58.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）で営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、急速な円高の進行や中国をはじめとする新興国経済の減速などにより、先行き不透明な状況で推移しました。一方、当社グループを取り巻く事業環境は、不安定な海外市況の影響を受け、国内の鋼材市況及びスクラップ市況は大きく変動しました。

このような状況のもと、当社グループは、当連結会計年度を初年度とする新中期経営計画（平成28年度～平成30年度）をスタートさせ、長期的な国内市場縮小に耐え得る事業基盤の構築や持続的な成長を支える人材・財務基盤の強化などに向け、各部署において細分化された目標を掲げ、全社一丸となって着実に取り組んでまいりました。

当第1四半期連結累計期間における各セグメントの業績は、次のとおりであります。

鉄鋼につきましては、鋼材販売価格が下落したことなどにより売上高は減少しましたが、主原料であるスクラップや購入鋼片の価格が前年同期に比べて下落したことや電力・ガス料金などのエネルギーコストが低減したこと、歩留まり向上などの操業改善による工場コスト削減などにより増益となりました。これらの結果、売上高は274億74百万円（前年同期比46億28百万円減）、経常利益は13億78百万円（前年同期比5億90百万円の増益）となりました。

エンジニアリングにつきましては、鑄造ロールや魚礁の受注が減少したことなどにより、売上高は2億37百万円（前年同期比1億28百万円減）、経常損益は38百万円の損失（前年同期比38百万円の減益）となりました。

不動産につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は1億61百万円（前年同期比31百万円減）、経常利益は1億38百万円（前年同期比29百万円の増益）となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高278億73百万円（前年同期比47億87百万円減）、営業利益13億80百万円（前年同期比4億7百万円の増益）、経常利益14億51百万円（前年同期比5億65百万円の増益）、親会社株主に帰属する四半期純利益13億61百万円（前年同期比4億73百万円の増益）となりました。

(2) 財政状態の分析

①流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、654億66百万円（前連結会計年度末717億82百万円）となり、63億15百万円減少しました。その主な要因は、たな卸資産（商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品）が増加しました（154億10百万円から165億62百万円へ11億52百万円の増加）が、現金及び預金が増加したこと（299億31百万円から219億46百万円へ79億84百万円の減少）によるものであります。

②固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、417億61百万円（前連結会計年度末417億47百万円）となり、13百万円増加しました。その主な要因は、設備投資による増加6億41百万円、減価償却実施による減少3億69百万円並びに固定資産の売却による減少1億50百万円であります。

③流動負債及び固定負債

当第1四半期連結会計期間末における負債合計（流動負債及び固定負債）の残高は、397億68百万円（前連結会計年度末473億91百万円）となり、76億22百万円減少しました。その主な要因は、有利子負債（短期借入金及び長期借入金）が減少しましたこと（198億99百万円から102億9百万円へ96億89百万円の減少）によるものであります。

④純資産

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、674億59百万円（前連結会計年度末661億38百万円）となり、13億20百万円増加しました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上（13億61百万円）によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルール及び手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

[当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入]

当社は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成23年6月29日開催の第117回定時株主総会及び平成26年6月26日開催の第120回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様にも本プランの継続をご承認いただきました。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a) 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b) 必要情報の提供

c) 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終了の時点まで（3年間）とします。また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護に繋がるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は2百万円であります。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、前年同期に比べ、エンジニアリングの受注高及び受注残高が著しく減少しております。

これは、魚礁の受注が減少しましたことなどにより、受注高は前年同期比で39.3%減、受注残高は13.8%減となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

(注) 平成28年6月28日開催の第122回定時株主総会において、株式の併合に関する議案（10株を1株に併合し、発行可能株式総数を7億株から1億5千万株に変更）が可決されましたので、同年10月1日をもって、当社の発行可能株式総数は150,000,000株となります。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	630,792,561	630,792,561	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、1,000株であります。
計	630,792,561	630,792,561	—	—

(注) 平成28年6月28日開催の第122回定時株主総会において、株式の併合に関する議案（10株を1株に併合し、発行可能株式総数を7億株から1億5千万株に変更）が可決されましたので、同年10月1日をもって、当社の発行済株式総数は63,079,256株となります。また、当社は、同年5月10日開催の取締役会において、同年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	—	630,792,561	—	20,044	—	16,977

(注) 平成28年6月28日開催の第122回定時株主総会において、株式の併合に関する議案（10株を1株に併合し、発行可能株式総数を7億株から1億5千万株に変更）が可決されましたので、同年10月1日をもって、当社の発行済株式総数は63,079,256株となります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成28年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,696,000 (相互保有株式) 普通株式 86,666,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 540,896,000	540,896	—
単元未満株式	普通株式 534,561	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	630,792,561	—	—
総株主の議決権	—	540,896	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権は1個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式200株及び相互保有株式2,562株の合計2,762株が含まれております。
- 3 平成28年6月28日開催の第122回定時株主総会において、株式の併合に関する議案(10株を1株に併合し、発行可能株式総数を7億株から1億5千万株に変更)が可決されましたので、同年10月1日をもって、当社の発行済株式総数は63,079,256株となります。また、当社は、同年5月10日開催の取締役会において、同年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱中山製鋼所	大阪市大正区船町1丁目 1番66号	2,696,000	—	2,696,000	0.42
(相互保有株式) 中山三星建材㈱	堺市堺区山本町6丁目 124番地	25,194,000	—	25,194,000	3.99
中山通商㈱	大阪市西区南堀江1丁目 12番19号	22,664,000	—	22,664,000	3.59
三星海運㈱	大阪市西区新町4丁目 19番9号	19,471,000	—	19,471,000	3.08
三星商事㈱	大阪市西区川口3丁目 1番20号	19,337,000	—	19,337,000	3.06
計	—	89,362,000	—	89,362,000	14.16

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,931	21,946
受取手形及び売掛金	23,764	24,366
電子記録債権	1,237	1,221
商品及び製品	8,460	8,660
仕掛品	1,734	1,598
原材料及び貯蔵品	5,215	6,302
繰延税金資産	454	405
その他	1,051	1,009
貸倒引当金	△67	△45
流動資産合計	71,782	65,466
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,004	3,969
機械及び装置（純額）	6,410	6,588
土地	24,120	23,992
その他（純額）	1,021	1,112
有形固定資産合計	35,556	35,662
無形固定資産	201	200
投資その他の資産		
投資有価証券	3,125	3,039
その他	2,925	2,919
貸倒引当金	△61	△61
投資その他の資産合計	5,990	5,898
固定資産合計	41,747	41,761
資産合計	113,529	107,228
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,849	15,731
短期借入金	19,583	3,389
未払金	1,371	1,562
未払費用	1,066	1,208
未払法人税等	230	122
賞与引当金	633	312
その他	1,068	659
流動負債合計	36,803	22,987
固定負債		
長期借入金	316	6,819
繰延税金負債	4,649	4,408
再評価に係る繰延税金負債	1,113	1,113
環境対策引当金	103	103
退職給付に係る負債	2,307	2,313
負ののれん	930	884
その他	1,167	1,138
固定負債合計	10,587	16,781
負債合計	47,391	39,768

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,044	20,044
資本剰余金	7,826	7,826
利益剰余金	35,092	36,454
自己株式	△772	△772
株主資本合計	62,191	63,553
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,054	994
土地再評価差額金	3,134	3,134
退職給付に係る調整累計額	△241	△222
その他の包括利益累計額合計	3,947	3,905
純資産合計	66,138	67,459
負債純資産合計	113,529	107,228

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	32,660	27,873
売上原価	29,132	23,939
売上総利益	3,528	3,933
販売費及び一般管理費		
販売費	1,300	1,181
一般管理費	1,255	1,372
販売費及び一般管理費合計	2,555	2,553
営業利益	972	1,380
営業外収益		
受取利息	6	7
受取配当金	35	44
負ののれん償却額	46	46
持分法による投資利益	12	12
その他	69	84
営業外収益合計	170	195
営業外費用		
支払利息	163	53
賃借料	37	37
その他	55	32
営業外費用合計	257	123
経常利益	886	1,451
特別利益		
固定資産売却益	-	4
特別利益合計	-	4
特別損失		
固定資産売却損	※1 118	※1 126
固定資産除却損	1	14
減損損失	3	-
特別損失合計	123	140
税金等調整前四半期純利益	762	1,315
法人税、住民税及び事業税	48	129
法人税等調整額	△173	△176
法人税等合計	△124	△46
四半期純利益	887	1,361
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	887	1,361

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	887	1,361
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	140	△60
土地再評価差額金	△33	-
退職給付に係る調整額	4	19
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
その他の包括利益合計	112	△41
四半期包括利益	1,000	1,320
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,000	1,320
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
受取手形割引高	703百万円	600百万円

2 保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金について保証しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
保証債務残高		
従業員(住宅資金)	8百万円	8百万円
(株)サンマルコ	25	20
エヒメシャーリング(株)	20	—
合計	54	29

3 貸出コミットメントライン契約

前連結会計年度において、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関1行と貸出コミットメントライン契約を締結しておりました。

当第1四半期連結会計期間において、当社は新中期計画の遂行に必要な資金を調達するため、取引金融機関6行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
貸出コミットメントライン契約の総額	1,500百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	1,500	5,000

(四半期連結損益計算書関係)

※1 主に土地及び建物の売却によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	376百万円	369百万円
負ののれんの償却額	△46	△46

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ 前第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	鉄鋼 (百万円)	エンジニア リング (百万円)	不動産 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	32,102	365	192	32,660	—	32,660
セグメント間の内部売上高 又は振替高	45	0	80	126	△126	—
計	32,147	365	273	32,787	△126	32,660
セグメント利益又は損失 (△) (経常利益又は経常損失(△))	787	△0	108	895	△8	886

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益又は損失	金 額 (百万円)
報告セグメント計	895
セグメント間取引消去	△4
全社営業外損益（注）	△4
四半期連結損益計算書の経常利益	886

（注）全社営業外損益は、主に報告セグメントに帰属しない営業外収益と営業外費用の差額であります。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	鉄鋼 (百万円)	エンジニア リング (百万円)	不動産 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	27,474	237	161	27,873	—	27,873
セグメント間の内部売上高 又は振替高	29	—	66	96	△96	—
計	27,503	237	228	27,969	△96	27,873
セグメント利益又は損失 (△) (経常利益又は経常損失(△))	1,378	△38	138	1,477	△25	1,451

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益又は損失	金 額 (百万円)
報告セグメント計	1,477
セグメント間取引消去	△7
全社営業外損益（注）	△18
四半期連結損益計算書の経常利益	1,451

（注）全社営業外損益は、主に報告セグメントに帰属しない営業外収益と営業外費用の差額であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 1円64銭	1株当たり四半期純利益金額 2円51銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	887	1,361
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	887	1,361
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (千株)	541,433	541,427

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月12日

株式会社中山製鋼所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

和田 安弘

㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

溝 静太

㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 田 俊 一
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社中山製鋼所 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア 5階)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長森田俊一は、当社の第123期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。